



埼玉県報

第 2 4 5 8 号
平成 25 年 1 月 15 日
火 曜 日

目 次

告示

- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [荒川右岸用排水土地改良区の役員就退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [景観整備機構の指定\(田園都市づくり課\)](#)
- [建築士の処分\(建築安全課\)](#)
- [一般国道125号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第四十四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十五年六月四日から六月十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十五年十月十五日から十月二十二日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 平成二十五年十一月十一日から十一月二十五日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地

J A 共済埼玉ビル

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第四十五号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十五年六月四日から六月十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十五年十月十五日から十月二十二日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 平成二十五年十一月十一日から十一月二十五日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地

J A 共済埼玉ビル

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
荒川右岸用排水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の
氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	大野 英 誠	埼玉県川越市大字石田六百七十番地
同	内 田 光 夫	同 同 北田島三百六十六番地
同	山 下 潔	同 同 石田本郷六百十一番地
同	田 口 喜 一	同 同 鴨田三百九十七番地
同	吉 田 清	同 同 鹿飼五百二十一番地
同	渋 谷 徹	同 同 古谷上四千百十四番地
同	渋 谷 実	同 同 五千六百六十三番地一
同	吉 崎 一 行	同 同 古谷本郷千三百六十一番地
同	岸 野 清 治	同 同 高島四百九十九番地
同	細 野 稔	同 同 南田島五百八十五番地
同	細 田 眞 二	同 同 並木八百三十七番地
同	田 中 典	同 同 久下戸四千九百四十四番地
同	沢 田 邦 彦	同 同 古市場六十一番地
同	斉 藤 勝	富士見市大字東大久保千七百十三番地
監事	田 中 操	川越市大字鴨田九百二十五番地
同	榎 本 武 志	同 同 小中居九百八十五番地一
同	神 田 等	同 同 牛子百六十五番地
同	時 田 昭 一	富士見市大字東大久保千九百九十六番地

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	山 崎 輝 雄	埼玉県川越市大字寺井二百五十番地
同	内 田 光 夫	同 同 北田島三百六十六番地
同	矢 島 源 吉	同 同 石田本郷百二十五番地
同	長 澤 昇 一	同 同 鴨田六百三十九番地一
同	江 田 勝 男	同 同 中老袋三百二十番地

告 示

埼玉県告示第四十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地理識別子整備業務）

二 作業期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月四日まで

三 作業地域

北葛飾郡杉戸町

告 示

埼玉県告示第四十八号

測量計画機関の長である日高市長谷ヶ崎照雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

平成二十四年十一月三十日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第四十九号

測量計画機関の長である南埼玉郡宮代町長庄司博光から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

南埼玉郡宮代町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

南埼玉郡宮代町内 全域

四 作業期間

平成二十四年十二月二十日から平成二十五年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第五十号

測量計画機関の長である比企郡川島町長高田康男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

比企郡川島町

二 作業種類

公共測量（座標補正）

三 作業地域

比企郡川島町全域

四 作業期間

平成二十四年十二月十九日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第五十一号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域（八二・四平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十四年十二月二十七日から平成二十五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第五十二号

測量計画機関の長である入間市長田中龍夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十四年十一月二十二日から平成二十五年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第五十二号

平成二十四年埼玉県告示第千二百七十一号で公示した公共測量（公共基準点のパ
ラメータ補正）は、平成二十四年十一月三十日終了した旨測量計画機関の長である
人間市長田中龍夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）
第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十四号

平成二十一年埼玉県告示第千三百六十一号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十四年九月三十日終了した旨測量計画機関の長である草加市長田中和明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	川越	
市町村名	川越市 日高市 川島町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 二月十四日午 後二時三十分 から
	場 所	川越市総合保 健センター三 階会議室・研 修室（埼玉県 川越市大字小 ヶ谷八百十七 番地一）
公述申出書	提出期間	平成二十五年 一月十五日か ら平成二十五 年一月二十九 日まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、川越市都 市計画部都市 計画課、日高 市都市整備部 都市計画課、 川島町まち整 備課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 一月十五日か ら平成二十五 年一月二十九 日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、埼玉県 飯能県土整備 事務所、埼玉 県東松山県土 整備事務所、 川越市都市計 画部都市計画 課、日高市都 市整備部都市 計画課、川島 町まち整備課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第五十六号

景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項の規定により、景観整備機構を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

NPO法人越谷市住まい・まちづくりセンター

二 住所及び事務所の所在地

埼玉県越谷市宮本町二丁目百八十五番地十二

三 指定年月日

平成二十四年十二月二十六日

告 示

埼玉県告示第五十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十五年一月七日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

藤田 叔男

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第八一六二号

五 処分の内容

平成二十五年四月一日から業務停止一月

六 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>百二十五号</p>	<p>路線名</p>
<p>羽生市大字下新郷字藤兵衛 一二三〇番二地先から 行田市大字下須戸字中土手上 二〇四四番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年一月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改良工事による。 平成四年三月十三日付け埼玉 県告示第三六九号で告示した 道路区域の供用開始である。 延長一八八〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月五日

指令川建セ第二四 二八一号

二 検査済証番号

平成二十五年一月九日

川建セ第二四 九五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三五九四番八、三五九九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松葉町四丁目八番四号

岡崎 優司・岡崎 くみ子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年九月八日

指令川建セ第二三 一九号

二 検査済証番号

平成二十五年一月十五日

川建セ第二四 九六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字粕沢一 五四番二、一 五三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字下野本一五三八番地二

井上 隆一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十二月二十七日

指令越建セ第二四〇〇二二一号

二 検査済証番号

平成二十五年一月十日

越建セ第五〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千百九十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷九百五十三番地一 プリムローズI二〇一

首藤 敏宏